

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書兼用）（C-9345）

「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。

本文の対応する□（チェック欄）にレ点を記入する。

「1 所轄外税関長を經由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を經由して提出する場合に、その理由を記載する。

「2 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日」欄には、次の事項を記載するものとする。

(1) 根拠税法

保存しようとする書類の保存義務を規定した法令を「関税法」等のように記載する。

(2) 書類の種類名称等

保存しようとする書類の種類名称等を「契約書」等のように記載する。

(3) ファイル形式

例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。

(4) 基準日

関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日（旧関税法施行規則第1条の4、第8条、第10条及び第11条において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第7項規定の適用を受ける場合には関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日として承認を受けた年月日）を記載する。